# ACSES ニュースレター_１９６３号（2020 年 10 月 16 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（21 頁）―

□ 大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（環境省令第 25 号）<官報>

実葛（サネカズラ、美男葛（ビナンカズラ））

**********

## □ 大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（環境省令第 25 号）

［官報］ 令和 2 年 10 月 15 日　号外　第 216 号　4～53 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201015/20201015g00216/20201015g002160004f.html

**○環境省令第 25 号**

大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十九号）の施行に伴い、及び大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和 2 年 10 月 15 日　　環境大臣　　小泉進次郎

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令

（大気汚染防止法施行規則の一部改正）

**第一条**　大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改　正　後 | 改　正　前 |
|---|---|
| （特定粉じん排出等作業の実施の届出）<br>**第十条の四**　法第十八条の十七第一項及び第二項の規定による届出は、様式第三の四による届出書によってしなければならない。<br>２　法第十八条の十七第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。<br>一・二　（略）<br>三　特定工事の一元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所<br>四　（略）<br>（水銀排出施設の設置等の届出）<br>**第十条の五**　法第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項又は第十八条の三十第一項の規定による届出は、様式第三の五による届出書によってしな | （特定粉じん排出等作業の実施の届出）<br>**第十条の四**　法第十条の十五第一項及び第二項の規定による届出は、様式第三の四による届出書によってしなければならない。<br>２　法第十八条の十五第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。<br>一・二　（略）<br>三　特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所<br>四　（略）<br>（水銀排出施設の設置等の届出）<br>**第十条の五**　法第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項又は第十八条の二十五第一項の規定による届出は、様式第三の五による届出書によってし |

| | |
|---|---|
| ければならない。<br>２　法第十八条の三十八第二項（第十八条の二十九第二項及び第十八条の三十第二項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。<br>一～五　（略）<br>３　都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項又は第十八条の三十第一項の規定に基づき届け出る者が、当該届出に係る水銀排出施設について、法第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定に基づき届け出ている場合は、前項の規定にかかわらず、前項第一号から第五号までに掲げる事項を記載した書類の全部又は一部に代えて、第九条に規定する受理書を提出させることができる。<br>（水銀排出施設の設置等の届出に係る受理書）<br>**第十条の六**　都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十八条の三十八第一項、第十八条の二十九第一項又は第十八条の三十第一項の届出を受理したときは、様式第三の六による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。<br>（氏名の変更等の届出）<br>**第十一条**　法第十一条（法第十七条の十三第三項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあっては様式第四、施設の使用の廃止に係る場合にあっては様式第五による届出書によってしなければならない。<br>（承継の届出）<br>**第十二条**　法第十二条第三項（法第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第六による届出書によってしなければならない。<br>（作業基準）<br>**第十六条の四**　石綿に係る法第十八条の十四の作業基準は、次のとおりとする。<br>一　特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の開始前に、次に掲げる事項を記載した当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行うこと。<br>イ　特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名<br>ロ　特定工事の場所 | なければならない。<br>２　法第十八条の二十三第二項（第十八条の二十四第二項及び第十八条の二十五第二項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。<br>一～五　（略）<br>３　都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項又は第十八条の二十五第一項の規定に基づき届け出る者が、当該届出に係る水銀排出施設について、法第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定に基づき届け出ている場合は、前項の規定にかかわらず、前項第一号から第五号までに掲げる事項を記載した書類の全部又は一部に代えて、第九条に規定する受理書を提出させることができる。<br>（水銀排出施設の設置等の届出に係る受理書）<br>**第十条の六**　都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項又は第十八条の二十五第一項の届出を受理したときは、様式第三の六による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。<br>（氏名の変更等の届出）<br>**第十一条**　法第十一条（法第十七条の十三第三項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあっては様式第四、施設の使用の廃止に係る場合にあっては様式第五による届出書によってしなければならない。<br>（承継の届出）<br>**第十二条**　法第十二条第三項（法第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第六による届出書によってしなければならない。<br>（作業基準）<br>**第十六条の四**　石綿に係る法第十八条の十四の作業基準は、次のとおりとする。<br>（新設） |

| | |
|---|---|
| ハ　特定粉じん排出等作業の種類<br>ニ　特定粉じん排出等作業の実施の期間<br>ホ　特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積<br>ヘ　特定粉じん排出等作業の方法<br>ト　第十条の四第二項各号に掲げる事項 | |
| 二　特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業を行う場合は、公衆の見やすい場所に次に掲げる要件を備えた掲示板を設けること。 | 二　特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。 |
| イ　長さ四十三・0センチメートル、幅三十九・七センチメートル以上又は長さ二十九・七センチメートル、幅四十二・0センチメートル以上であること。 | イ　法第十八条の十五第一項又は第二項の届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 |
| ロ　次に掲げる事項を表示したものであること。<br>(1) 特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名<br>(2) 当該特定工事が届出対象特定工事に該当するときは、法第十八条の十七第一項又は第二項の届出年月日及び届出先<br>(3) 第十条の四第一一項第三号並びに前号ニ及びへに掲げる事項 | ロ　特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 |
| (削る) | ハ　特定粉じん排出等作業の実施の期間 |
| (削る) | ニ　特定粉じん排出等作業の方法 |
| (削る) | ホ　特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所 |
| 三　特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の実施状況(別表第七の一の項中欄に掲げる作業並びに六の項下欄イ及びハの作業を行うときは、同表の一の項下欄ハ、ニ、ヘ及びトに規定する確認をした年月日、確認の方法、確認の結果(確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、その内容を含む。)及び確認した者の氏名を含む。)を記録し、これを特定工事が終了するまでの間保存する乙と。 | (新設) |
| 四　特定工事の元請業者は、前号の規定により各下請負人が作成した記録により当該特定工事における特定粉じん排出等作業が第一号に規定する計画に基づき適切に行われていることを確認すること。 | (新設) |
| 五　特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定建築材料の除去、固い込み又 | (新設) |

| | |
|---|---|
| は封じ込め（以下この号において「除去等」という。）の完了後に（除去等を行う場所を他の場所から隔離したときは、当該隔離を解く前に）、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者に当該確認を目視により行わせること。ただし、解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）は、建築物等を改造し、又は補修する作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該確認を行うことができる。<br>六　前各号に定めるもののほか、別表第七の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。<br>（解体等工事に係る調査の方法）<br>第十六条の五　法第十八条の十五第一項の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。<br>一　設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を行うこと。<br>　ただし、解体等工事が次に掲げる建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書その他の書面により明らかであって、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないものである場合は、この限りではない。<br>イ　平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した建築物等（ロからホまでに掲げるものを除く。）<br>ロ　平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した非鉄金属製造業の用に供する施設の設備（配管を含む。以下乙の号において同じ。）であって、平成十九年十月一日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの<br>ハ　平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した鉄鋼業の用に供する施設の設備であって、平成二十一年四月一日以後にその接合部分にガスケット又はグランドパツキンを設置したもの<br>ニ　平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手し化学工業の用に供する施設の設備であって、平成二十三年三月一日以後にその接合部分にグランドパツキンを設置したもの<br>ホ　平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であって、平成二十四年三月一日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの<br>二　前号に規定する調査により解体等工事が特定工 | 二　前号に定めるもののほか、別表第七の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。<br>（解体等工事に係る調査の方法）<br>第十六条の五　法第十八条の十五第一項の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。<br>一　平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないもの<br>二　建築物等のうち平成十八年九月一日以後に改造又は補修の工事に着手した部分を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該部分以外の部分を改造し、若しくは補修し、又は当該建築物等以外の建築物等（平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。）を解体し、改造し、若しくは補修する作業を伴わないもの |

| | |
|---|---|
| 事に該当するか否かが明らかにならなかったときは、分析による調査を行うこと。ただし、当該解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合は、この限りでない。 | |
| （解体等工事に係る説明の時期） | （解体等工事に係る説明の時期） |
| **第十六条の六**　法第十八条の十五第一項の規定による説明は、解体等工事の開始の日までに（当該解体等工事が届出対象特定工事に該当し、かつ、特定粉じん排出等作業を当該届出対象特定工事の開始の日から十四日以内に開始する場合にあっては、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに）行うものとする。ただし、災害その他非常の事態の発生により解体等工事を緊急に行う必要がある場合にあっては、速やかに行うものとする。 | **第十六条の六**　法第十八条の十七第一項の規定による説明は、解体等工事の開始の日までに（当該解体等工事が特定工事に該当し、かつ、特定粉じん排出等作業を当該特定工事の開始の日から十四日以内に開始する場合にあっては、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに）行うものとする。ただし、災害その他非常の事態の発生により解体等工事を緊急に行う必要がある場合にあっては、速やかに行うものとする。 |
| （解体等工事に係る説明の事項） | （解体等工事に係る説明の事項） |
| **第十六条の七**　法第十八条の十五第一項第四号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。 | **第十六条の七**　法第十八条の十七第一項前段の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。 |
| 一　法第十八条の十五第一項又は第四項の規定による調査（以下「事前調査」という。）を終了した年月日 | 一　調査を終了した年月日 |
| 二　事前調査の方法 | 二　調査の方法 |
| （削る） | 三　調査の結果 |
| 三　解体等工事が届出対象特定工事以外の特定工事に該当するときは、第十条の四第二項第二号及び第三号に掲げる事項 | （新設） |
| 四　解体等工事が届出対象特定工事に該当するときは、第十条の四第二項各号に掲げる事項 | （新設） |
| （解体等工事に係る調査に関する記録等） | （特定工事に係る説明の事項） |
| **第十六条の八**　法第十八条の十五第三項及び第四項に規定する記録は、次に掲げる事項（解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあつては、第一号から第五号までに掲げる事項に限る。）について作成し、これを解体等工事が終了した日から三年間保存するものとする。 | **第十六条の八**　法第十八条の十七第一項後段の環境省令で定める事項は、第十条の四第二項各号に掲げる事項とする。 |
| 一　解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 | |
| 二　解体等工事の場所 | |
| 三　解体等工事の名称及び概要 | |
| 四　前条第一号及び第二号に掲げる事項 | |
| 五　解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日（解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号ロからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあつては、これに加えて、これらの規定に規定する建築材料を設置した年月 | |

| | |
|---|---|
| 日）<br>六　解体等工事に係る建築物等の概要<br>七　解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分<br>八　分析による調査を行つたときは、当該調査を行つた箇所並びに当該調査を行つた者の氏名及び所属する機関又は法人の名称<br>九　解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か<br>（第十六条の五第二号ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあつては、その旨）及びその根拠<br>２ 法第十八条の十五第三項に規定する書面の写しは、解体等工事が終了した日から三年間保存するものとする。 | |
| （解体等工事に係る掲示の方法）<br>**第十六条の九**　法第十八条の十五第五項の規定による掲示は、長さ四十二・〇センチメートル、幅二十九・七センチメートル以上又は長さ二十九・七センチメートル、幅四十二・〇センチメートル以上の掲示板を設けることにより行うものとする。 | （解体等工事に係る掲示の方法）<br>**第十六条の九**　法第十八条の十七第四項の規定による掲示は、掲示板を設けることにより行うものとする。 |
| （解体等工事に係る掲示の事項）<br>**第十六条の十**　法第十八条の十五第五項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。<br>一　解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名<br>二　第十六条の七第一号及び第二号に掲げる事項<br>（削る）<br>三　（略） | （解体等工事に係る掲示の事項）<br>**第十六条の十**　法第十八条の十七第四項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。<br>一　法第十八条の十七第一項又は第三項の規定による調査を行つた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名<br>二　調査を終了した日時<br>三　調査の方法<br>四　（略） |
| （下請負人に対する説明の事項）<br>**第十六条の十一**　法第十八条の十六第三項に規定する環境省令で定める事項は、第十条の四第二項第二号及び第十六条の四第一号ハからホまでに掲げる事項とする。 | （新設） |
| （集じん・排気装置）<br>**第十六条の十二**　法第十八条の十九第一号ロの環境省令で定める集じん・排気装置は、日本産業規格Ｚ八一二二に定めるＨＥＰＡフィルタを付けたものとする。 | （新設） |
| （隔離等の方法に準ずる方法）<br>**第十六条の十三**　法第十八条の十九第一号ハの環境省令で定める方法は、同号ロに規定する方法と同等以上の効果を有する方法とする。<br>（被覆又は固着の方法） | （新設） |

| | |
|---|---|
| 第十六条の十四　法第十八条の十九第二号の環境省令で定める方法は、特定建築材料の囲い込み又は封じ込め（以下「囲い込み等」という。）を行う方法とする。ただし、吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。以下「石綿含有断熱材等」という。）の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、当該特定建築材料の囲い込み等を行う場所を他の場所から隔離し、囲い込み等を行う間、当該隔離した場所において、第十六条の十二に規定する集じん・排気装置を使用する方法とする。<br>（特定粉じん排出等作業の結果の報告等）<br>第十六条の十五　法第十八条の二十三第一項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。<br>一　特定粉じん排出等作業が完了した年月日<br>二　特定粉じん排出等作業の実施状況の概要<br>三　第十六条の四第五号に規定する確認を行つた者の氏名及び当該者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを明らかにする事項<br>２　法第十八条の二十三第一項に規定する記録は、次の各号に掲げる事項について作成し、特定工事が終了した日から三年間、これを同項に規定する書面の写し及び第十六条の四第五号に規定する確認を行つた者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写しとともに保存するものとする。<br>一　第十条の四第二項第三号及び第四号並びに第十六条の四第一号イからハまでに掲げる事項<br>二　特定粉じん排出等作業を実施した期間<br>三　特定粉じん排出等作業の実施状況（次に掲げる事項を含む。）<br>イ　第十六条の四第五号に規定する確認をした年月日、確認の結果（確認の結果に基づいて特定建築材料の除去等の措置を講じた場合にあつては、その内容を含む。）及び確認を行つた者の氏名<br>ロ　別表第七の一の項中欄に掲げる作業並びに同表の六の項下欄イ及びハの作業を行つたときは、同表の一の項下欄ハ、ニ、ヘ及びトに規定する確認をした年月日、確認の方法、確認の結果（確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、その内容を含む。）及び確認を行つた者の氏名 | （新設）<br>（新設） |

（特定粉じん排出等作業に関する記録）

第十六条の十六　法第十八条の二十三第二項に規定する記録は、前条第二項各号に掲げる事項について作成し、特定工事が終了した日から三年間、これを第十六条の四第五号に規定する確認を行つた者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写し（同号ただし書の規定により、解体等工事の自主施工者である個人が自ら当該確認を行つた場合を除く。）とともに保存するものとする。

（水銀等の排出基準）

第十六条の十七　法第十八条の二十七の規定による水銀等に係る排出基準は、水銀濃度（ガス状水銀（排出ガス中に含まれる気体状の水銀等をいう。以下同じ。）の濃度（環境大臣が定める測定法により測定されたガス状水銀の量を、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートル中の濃度に換算したものをいう。以下同じ。）及び粒子状水銀（排出ガス中のダストに含まれる水銀等をいう。以下同じ。）の濃度（環境大臣が定める測定法により測定された粒子状水銀の量を、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートル中の濃度に換算したものをいう。以下同じ。）の合計とする。以下同じ。）が、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、別表第三の三の中欄に掲げる施設の種類及び規模ごとに同表の下欄に掲げる水銀等の量であることとする。

２　水銀排出施設が、連続する三年の間継続して次のいずれかの要件を満たす場合は、当該施設のガス状水銀の濃度が前項に規定する排出基準を満たすことをもつて当該施設の排出基準を満たしているものとみなすことができる（当該期間において、当該施設について法第十八条の三十の規定による構造等の変更の届出を行わない場合に限る。

一～三　（略）

（水銀濃度の測定）

第十六条の十八　法第十八条の三十五の規定による水銀濃度の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。

一～五　（略）

第十六条の十九・第十六条の二十　（略）

別表第三の三（第五条の三、第十六条の十七関係）

| | | |
|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） |
| 八 | 令別表第一の一三の項に掲げる | 三〇ﾏｲｸ |

（新設）

（水銀等の排出基準）

第十六条の十一　法第十八条の二十二の規定による水銀等に係る排出基準は、水銀濃度（ガス状水銀（排出ガス中に含まれる気体状の水銀等をいう。以下同じ。）の濃度（環境大臣が定める測定法により測定されたガス状水銀の量を、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートル中の濃度に換算したものをいう。以下同じ。）及び粒子状水銀（排出ガス中のダストに含まれる水銀等をいう。以下同じ。）の濃度（環境大臣が定める測定法により測定された粒子状水銀の量を、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートル中の濃度に換算したものをいう。以下同じ。）の合計とする。以下同じ。）が、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、別表第三の三の中欄に掲げる施設の種類及び規模ごとに同表の下欄に掲げる水銀等の量であることとする。

２　水銀排出施設が、連続する三年の間継続して次のいずれかの要件を満たす場合は、当該施設のガス状水銀の濃度が前項に規定する排出基準を満たすことをもつて当該施設の排出基準を満たしているものとみなすことができる（当該期間において、当該施設について法第十八条の二十五の規定による構造等の変更の届出を行わない場合に限る。

一～三　（略）

（水銀濃度の測定）

第十六条の十二　法第十八条の三十の規定による水銀濃度の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。

一～五　（略）

第十六条の十三・第十六条の十四　（略）

別表第三の三（第五条の三、第十六条の十一関係）

| | | |
|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） |

| | | |
|---|---|---|
| | 廃棄物焼却炉又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第七条第三号、第五号、第八号、第十号、第十一号の二、第十二号若しくは第十三号の二に掲げる施設であつて、火格子面積が二平方メートル以上であるか、若しくは焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であるもの（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であつて、廃棄物処理法施行令第七条第五号に掲げる廃油の焼却施設のうち原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び次項に掲げるものを除く。） | ﾛｸﾞﾗﾑ |
| （略） | （略） | （略） |

備考　（略）

**別表第七**（第十六条の四関係）

| | | |
|---|---|---|
| 一 | 令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項又は五の項に掲げるものを除く。） | 次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。<br>イ　特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。<br>ロ・ハ（略）<br>ニ　特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を |

| | | |
|---|---|---|
| 八 | 令別表第一の一三の項に掲げる廃棄物焼却炉又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第七条第三号、第五号、第八号、第十号、第十一の二号、第十二号若しくは第十三の二号に掲げる施設であつて、火格子面積が二平方メートル以上であるか、若しくは焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であるもの（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であつて、廃棄物処理法施行令第七条第五号に掲げる廃油の焼却施設のうち原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び次項に掲げるものを除く。） | 三〇ﾏｲｸﾛｸﾞﾗﾑ |
| （略） | （略） | （略） |

備考　（略）

**別表第七**（第十六条の四関係）

| | | |
|---|---|---|
| 一 | 令第三条の四第一号に掲げる作業（次項又は三の項に掲げるものを除く。） | 次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。<br>イ　特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。<br>ロ・ハ（略）<br>ニ　特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 講ずること。<br>ホ（略）<br>へ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。<br>(削る)<br>ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。 | | | 必要な措置を講ずること。<br>ホ（略）<br>へ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。<br>ト ハ、ニ及びへの確認をした年月日、確認の方法、確認の結果並びに確認した者の氏名並びに確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、当該措置の内容を記録し、その記録を特定工事が終了するまでの間保存すること。<br>チ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。 |
| 二 | 令第三条の四第一号に掲げ | 次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使 | 二 | 令第三条の四第一号に掲げ | 次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | る作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であつて、特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕以外の方法で除去するもの(五の項に掲げるものを除く。) | 用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。<br>イ・ロ　(略)<br>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たつては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。 | | る作業のうち、令第三条の三第二号に掲げる建築材料等を除去する作業であつて、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去するもの(次項に掲げるものを除く。) | 用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。<br>イ・ロ　(略)<br>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たつては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんの処理を行うこと。 |
| 三 | 令第三条の四第一号又は第二号に掲げる作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業(五の項に掲げるものを除く。) | 次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。<br>イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。(ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。)<br>ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。<br>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。<br>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。<br>ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。 | (新設) | (新設) | (新設) |
| 四 | 令第三条の四第一号又は第二号に掲げる | 次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を | (新設) | (新設) | (新設) |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。この項の下欄において「石綿含有成形板等」という。）を除去する作業（一の項から三の項まで及び次項に掲げるものを除く。） | 除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。<br>イ 特定建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。<br>ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。<br>ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものにあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。<br>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。<br>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。<br>ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。 | | | |
| 五 | （略） | （略） | 三 | （略） | （略） |
| 六 | 令第三条の四第二号に掲げる作業のうち、 | 次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築 | | 令第三条の四第二号に掲げる作業 | 次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業 | 材料の除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。<br>イ 特定築材料をかき落とし、切断又は破砕により除去する場合は一の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守すること。<br>ロ 特定建築材料の固い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。<br>ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、一の項下欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。 | | | 材料の除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。<br>イ 特定築材料を掻き落とし、切断、又は破砕により除去する場合は一の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イからチまでに掲げる事項を遵守すること。<br>ロ 特定建築材料の固い込み、又は封じ込めるに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。<br>(新設) |

様式第１　—省略—
　別紙１　—省略—
　別紙２　—省略—
　別紙３　—省略—
様式第２の２　—省略—
　別紙１　—省略—
　別紙２　—省略—
様式第３　—省略—
　別紙１　—省略—
　別紙２　—省略—
　別紙３　—省略—
　別紙４　—省略—

様式第１　—省略—
　別紙１　—省略—
　別紙２　—省略—
　別紙３　—省略—
様式第２の２　—省略—
　別紙１　—省略—
　別紙２　—省略—
様式第３　—省略—
　別紙１　—省略—
　別紙２　—省略—
　別紙３　—省略—
　別紙４　—省略—

| | |
|---|---|
| 様式第３の４　　―省略―<br>　別紙　　―省略―<br>様式第３の５　　―省略―<br>　別紙１　　―省略―<br>　別紙２　　―省略―<br>　別紙３　　―省略―<br>様式第３の６　　―省略―<br>様式第４　　―省略―<br>様式第５　　―省略―<br>様式第６　　―省略―<br>様式第７　　―省略―<br>様式第７の２　　―省略―<br>様式第８ | 様式第３の４　　―省略―<br>　別紙　　―省略―<br>様式第３の５　　―省略―<br>　別紙１　　―省略―<br>　別紙２　　―省略―<br>　別紙３　　―省略―<br>様式第３の６　　―省略―<br>様式第４　　―省略―<br>様式第５　　―省略―<br>様式第６　　―省略―<br>様式第７（第16条関係）<br>様式第７の２（第16条の12関係）　　―省略―<br>様式第８（第19条関係）　　―省略― |

（大気汚染防止法施行規則の一部改正）

**第二条**　大気汚染防止法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改　正　後 | 改　正　前 |
|---|---|
| （特定粉じん排出等作業の実施の届出）<br>**第十条の四**　法第十八条の十七第一項及び第三項の規定による届出は、様式第三の五による届出書によってしなければならない。<br>２　（略）<br>（水銀排出施設の設置等の届出）<br>**第十条の五**　法第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項又は第十八条の三十第一項の規定による届出は、様式第三の六による届出書によってしなければならない。<br>２・３　（略）<br>（水銀排出施設の設置等の届出に係る受理書）<br>**第十条の六**　都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項又は第十八条の三十第一項の届出を受理したときは、様式第三の七による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。<br>（フレキシブルディスクによる手続）<br>**第十三条の二**　届出者が、次の各号に掲げる届出書の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第六の二のフレキシブルディスク提出書（以下「フレキシブルディスク等」という。）により、法の規定による届出をしたときは、都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、そのフレキシブルディスク等による届出を、次の各号に掲げる届出 | （特定粉じん排出等作業の実施の届出）<br>**第十条の四**　法第十八条の十七第一項及び第三項の規定による届出は、様式第三の四による届出書によってしなければならない。<br>２　（略）<br>（水銀排出施設の設置等の届出）<br>**第十条の五**　法第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項又は第十八条の三十第一項の規定による届出は、様式第三の五による届出書によってしなければならない。<br>２・３　（略）<br>（水銀排出施設の設置等の届出に係る受理書）<br>**第十条の六**　都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項又は第十八条の三十第一項の届出を受理したときは、様式第三の六による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。<br>（フレキシブルディスクによる手続）<br>**第十三条の二**　届出者が、次の各号に掲げる届出書の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第六の二のフレキシブルディスク提出書（以下「フレキシブルディスク等」という。）により、法の規定による届出をしたときは、都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、そのフレキシブルディスク等による届出を、次の各号に掲げる届出 |

| | |
|---|---|
| 書による届出に代えて、受理することができる。<br>一～四　（略）<br>五　様式第三の四による報告書<br>六　様式第三の五による届出書<br>七　様式第三の六（別紙一から別紙三までを含む。）による届出書<br>八～十　（略）<br>２　（略） | 書による届出に代えて、受理することができる。<br>一～四　（略）<br>（新設）<br>五　様式第三の四による届出書<br>六　様式第三の五（別紙一から別紙三までを含む。）による届出書<br>七～九　（略）<br>２　（略） |
| （解体等工事に係る調査の結果の報告<br>第十六条の十一　法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次のいずれかに掲げる解体等工事に係る事前調査について行うものとする。<br>一　建築物を解体する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の対象となる床面積の合計が八十平方メートル以上であるもの<br>二　建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の請負代金（解体等工事の自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。次号及び次項第五号において同じ。）の合計額が百万円以上であるもの<br>三　工作物（特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものに限る。）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の請負代金の合計額が百万円以上であるもの<br>２　法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次に掲げる事項（解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあつては、第一号から第四号までに掲げる事項（第十六条の八第一項第六号及び第八号に掲げる事項を除く。）に限る。）について行うものとする。<br>一　解体等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名<br>二　第十六条の七第一号並びに第十六条の八第一項第二号、第三号、第五号、第六号及び第八号に掲げる事項<br>三　解体等工事の実施の期間<br>四　解体等工事が前項第一号に掲げる建設工事に該当するときは、同号に規定する作業の対象となる床面積の合計<br>五　解体等工事が前項第二号又は第三号に掲げる建設工事に該当するときは、これらの規定に規定す | （新設） |

| | |
|---|---|
| る作業の請負代金の合計額<br>六　解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料の種類<br>七　前号に規定する建築材料が特定建築材料に該当するか否か（第十六条の五第二号ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあつては、その旨）及び該当しないときは、その根拠の概要<br>３ 建築物等の解体等工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負つたものとみなして、第一項の規定を適用する。<br>４ 法第十八条の十五第六項の規定による報告は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定に基づき、電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法により行うものとする。ただし、電子情報処理組織の使用が困難な場合は、様式第三の四による報告書によって行うことをもってこれに代えることができる。 | |
| 第十六条の十二～第十六条の十四　（略）<br>（被覆又は固着の方法）<br>第十六条の十五　法第十八条の十九第二号の環境省令で定める方法は、特定建築材料の囲い込み又は封じ込め（以下「囲い込み等」という。）を行う方法とする。ただし、吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。以下「石綿含有断熱材等」という。）の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、当該特定建築材料の囲い込み等を行う場所を他の場所から隔離し、囲い込み等を行う間、当該隔離した場所において、第十六条の十三に規定する集じん・排気装置を使用する方法とする。<br>第十六条の十六～第十六条の二十一　（略）<br>別表第三の三（第五条の二、第十六条の十八関係）<br>（略）<br>様式第３の４　―省略―<br>様式第３の５　―省略―<br>様式第３の６　―省略―<br>様式第３の７　―省略―<br>様式第８　―省略― | 第十六条の十一～第十六条の十三　（略）<br>（被覆又は固着の方法）<br>第十六条の十四　法第十八条の十九第二号の環境省令で定める方法は、特定建築材料の囲い込み又は封じ込め（以下「囲い込み等」という。）を行う方法とする。ただし、吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。以下「石綿含有断熱材等」という。）の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、当該特定建築材料の囲い込み等を行う場所を他の場所から隔離し、囲い込み等を行う間、当該隔離した場所において、第十六条の十二に規定する集じん・排気装置を使用する方法とする。<br>第十六条の十五～第十六条の二十　（略）<br>別表第三の三（第五条の二、第十六条の十七関係）<br>（略）<br>（新設）<br>様式第３の４　―省略―<br>様式第３の５　―省略―<br>様式第３の５　―省略―<br>様式第８　―省略― |

（大気汚染防止法施行規則の一部改正）

第三条　大気汚染防止法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線

を付した部分のように改め、対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改　正　後 | 改　正　前 |
|---|---|
| （解体等工事に係る調査の方法）<br>**第十六条の五**　法第十八条の十五第一項の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。<br>一　（略）<br>二　建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に係る前号に規定する調査（前号ただし書に規定する場合を除く。）については、当該調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者に行わせること。ただし、解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）は、建築物を改造又は補修する作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該調査を行うことができる。<br>三　第一号に規定する調査により解体等工事が特定工事に該当するか否かが明らかにならなかったときは、分析による調査を行うこと。ただし、当該解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合は、この限りでない。 | （解体等工事に係る調査の方法）<br>**第十六条の五**　法第十八条の十五第一項の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。<br>一　（略）<br>（新設）<br>二　前号に規定する調査により解体等工事が特定工事に該当するか否かが明らかにならなかったときは、分析による調査を行うこと。ただし、当該解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合は、この限りでない。 |
| （解体等工事に係る説明の事項）<br>**第十六条の七**　法第十八条の十五第一項第四号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。<br>一・二　（略）<br>三　第十六条の五第二号に規定する調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名及び当該者が同号に規定する環境大臣が定める者に該当することを明らかにする事項<br>四・五　（略） | （解体等工事に係る説明の事項）<br>**第十六条の七**　法第十八条の十五第一項第四号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。<br>一・二　（略）<br>（新設）<br>四・五　（略） |
| （解体等工事に係る調査に関する記録等）<br>**第十六条の八**　法第十八条の十五第三項及び第四項に規定する記録は、次に掲げる事項（解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあっては、第一号から第五号までに掲げる事項に限る。）について作成し、これを解体等工事が終了した日から三年間保存するものとする。<br>一～七　（略）<br>八　第十六条の五第二号に規定する調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名 | （解体等工事に係る調査に関する記録等）<br>**第十六条の八**　法第十八条の十五第三項及び第四項に規定する記録は、次に掲げる事項（解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあっては、第一号から第五号までに掲げる事項に限る。）について作成し、これを解体等工事が終了した日から三年間保存するものとする。<br>一～七　（略）<br>（新設） |

| | |
|---|---|
| 九　（略）<br>十　解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（第十六条の五第三号ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及びその根拠<br>２　第十六条の五第二号に規定する調査を行ったときは、前項の記録を、前項第八号に規定する者が第十六条の五第二号に規定する環境大臣が定める者に該当することを証明する書類の写しとともに保存するものとする。<br>３　（略）<br>（解体等工事に係る調査の結果の報告）<br>**第十六条の十一**　（略）<br>２　法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次に掲げる事項（解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあっては、第一号から第四号までに掲げる事項（第十六条の七第三号並びに第十六条の八第一項第六号及び第九号に掲げる事項を除く。）に限る。）について行うものとする。<br>一　（略）<br>二　第十六条の七第一号及び第三号並びに第十六条の八第一項第二号、第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項<br>三～六　（略）<br>七　前号に規定する建築材料が特定建築材料に該当するか否か（第十六条の五第三号ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及び該当しないときは、その根拠の概要<br>３・４　（略）<br>様式第３の４　　―省略― | 八　（略）<br>九　解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（第十六条の五第二号ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及びその根拠<br>（新設）<br>２　（略）<br>（解体等工事に係る調査の結果の報告）<br>**第十六条の十一**　（略）<br>２　法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次に掲げる事項（解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあっては、第一号から第四号までに掲げる事項（第十六条の八第一項第六号及び第八号に掲げる事項を除く。）に限る。）について行うものとする。<br>一　（略）<br>二　第十六条の七第一号並びに第十六条の八第一項第二号、第三号、第五号、第六号及び第八号に掲げる事項<br>三～六　（略）<br>七　前号に規定する建築材料が特定建築材料に該当するか否か（第十六条の五第二号ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及び該当しないときは、その根拠の概要<br>３・４　（略）<br>様式第３の４　　―省略― |

（大気汚染防止法第二条第十四項の自動車及び原動機付自転車を定める省令の一部改正）

**第四条**　大気汚染防止法第二条第十四項の自動車及び原動機付自転車を定める省令（昭和四十三年運輸省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改　正　後 | 改　正　前 |
|---|---|
| 大気汚染防止法第二条第十七項の自動車及び原動機付自転車を定める省令<br>**第一条**　大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七 | 大気汚染防止法第二条第十四項の自動車及び原動機付自転車を定める省令<br>**第一条**　大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七 |

| | |
|---|---|
| 号。以下「法」という。）第二条第十七項の環境省令で定める自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第二条に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車であつて、ガソリン、軽油又は液化石油ガス（プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。）を燃料とするものとする<br>**第二条**　法第二条第十七項の環境省令で定める原動機付自転車は、ガソリンを燃料とする原動機付自転車とする。 | 号。以下「法」という。）第二条第十四項の環境省令で定める自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第二条に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車であつて、ガソリン、軽油又は液化石油ガス（プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。）を燃料とするものとする<br>**第二条**　法第二条第十四項の環境省令で定める原動機付自転車は、ガソリンを燃料とする原動機付自転車とする。 |

（環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

**第五条**　環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年環境省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>別表第一（第三条関係）
<table>
<tr><td>大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）</td><td>第十八条の十五第三項、第十八条の二十三第一項</td></tr>
<tr><td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十五号）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号）第十六条の十五第二項、第十六条の十六</td><td>第十六条の十五第二項、第十六条の十六</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>別表第一（第三条関係）
<table>
<tr><td>（新設）</td><td>（新設）</td></tr>
<tr><td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十五号）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（新設）</td><td>（新設）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

（環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

**第六条**　環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に

掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改　正　後 | 改　正　前 |
|---|---|
| **別表第一**（第三条関係） | **別表第一**（第三条関係） |

| | |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号） | 第十六条の十六第二項、第十六条の十七 |
| （略） | （略） |

| | |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号） | 第十六条の十五第二項、第十六条の十六 |
| （略） | （略） |

（環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

**第七条**　環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改　正　後 | 改　正　前 |
|---|---|
| **別表第一**（第三条関係） | **別表第一**（第三条関係） |

| | |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号） | 第十六条の八第二項、第十六条の十六第二項、第十六条の十七 |
| （略） | （略） |

| | |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号） | 第十六条の十六第二項、第十六条の十七 |
| （略） | （略） |

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条及び第六条の規定令和四年四月一日

二　第三条及び第七条の規定令和五年十月一日

（経過措置）

**第二条**　第一条の規定による改正後の大気汚染防止法施行規則第十条の四、第十六条の四から第十六条の十六まで及び別表第七の規定は、この省令の施行の日（次項において「施行日」という。）から起算して十四日を経過する日以後に着手する解体等工事（改正法による改正前の大気汚染防止法第十八条の十五第一項又は第二項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業に係る解体等工事であって、同日前に着手していないもの（以下「届出がされた未着手の工事」という。）を除く。）について適用し、同日前に着手した解体等工事（届出がされた未着手の工事を含む。次項において同じ。）については、なお従前の例による。

２　前項の規定によりなお従前の例によることとされた解体等工事に係る特定粉じん排出等作業の実施の届出は、第一条の規定による改正後の大気汚染防止法施行規則第十条の四第一項の規定にかかわらず、第一条の規定による改正前の様式第三の四による届出書によってすることができる。

********** 以上 **********